

第22期第20回福島海区漁業調整委員会議事録

I 日 時：令和6年12月2日（月） 13：30～

II 場 所：福島県水産資源研究所 3階大会議室
（相馬市光陽一丁目1-14）

III 次 第

- 1 開会
- 2 会長挨拶
- 3 出席状況報告
- 4 議事録署名人選出
- 5 議 題

（1）議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について（諮問・答申）

議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について（まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群）（諮問・答申）

議案第3号 福島県漁業調整規則の一部改正について（諮問・答申）

（2）報告事項

ア 全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について

- 6 閉会

IV 委員の定数 14名

V 出席者

- 1 委 員（11名）

鈴木 哲二 会長代理 今泉 浩一 委員 狩野 一男 委員

平 仁一 委員 永瀬 哲浩 委員 森田 政利 委員

山下 博行 委員 渡邊 登 委員 久保木 幸子 委員

川邊 みどり 委員（WEB参加） 宮下 朋子 委員（WEB参加）

2 知事部局及び海区漁業調整委員会事務局

所属及び職名	氏名
水産課長（併）海区事務局長	山廻邊 昭文
水産課主任主査	渡辺 透
水産課主査	新関 晃司
水産課技師	安倍 裕喜
水産事務所長	佐久間 徹
水産事務所主査	實松 敦之
水産海洋研究センター所長	平田 豊彦
水産海洋研究センター副主任研究員	白土 遼輝
水産資源研究所長	後藤 勝彌
海区事務局 次長（業務担当）	佐藤 太津真
〃 副主査	酒井 理沙
〃 主事	伊東 亮太
〃 主事	渡部 もも
〃 主事	金子 正子

1 開会（13:30～）	
事務局（佐藤次長）	<p>それでは、定刻となりましたので、これより第22期第20回福島海区漁業調整委員会を開会いたします。</p> <p>なお、本日今野会長が体調不良により欠席ということですので、鈴木会長代理に議長をお願いいたします。</p>
2 会長挨拶	
事務局（佐藤次長）	それでは、鈴木会長代理より御挨拶をお願いいたします。
鈴木会長代理	<p>みなさん、こんにちは。本日、今野会長の代理を務めさせていただきます。よろしくお願いいたします。</p> <p>本日は、お忙しい中、第22期第20回福島海区漁業調整委員会に御出席いただき、誠にありがとうございます。</p> <p>さて、本日は、議案3題、報告事項1題を予定しております。十分に御協議いただければと思います。</p> <p>よろしくお願いいたします。</p>
3 出席状況報告	
事務局（佐藤次長）	<p>次に、委員の出席状況を御報告いたします。</p> <p>本日は委員14名中、今野会長、渡邊千夏子委員は体調不良により欠席、吉田委員は急な所用により欠席の報告を受けております。</p> <p>会場には9名の委員に御出席をいただいております。川邊委員、宮下委員におかれましては、インターネット上での御出席となっております。福島海区漁業調整委員会運営規程第3条第5項の規定により、会長が適当と認める情報通信機器を活用しての御参加となります。</p> <p>よって、出席委員数は11名であり、漁業法第145条第1項の規定に基づく定足数である過半数に達しており、委員会は成立することを御報告いたします。</p>
4 議事録署名人選出	
事務局（佐藤次長）	<p>議事に先立ちまして議事録署名人を選出いたします。</p> <p>福島海区漁業調整委員会運営規程第11条第1項の規定に基づき、会長が指名することとなっております。</p> <p>では、鈴木会長代理、よろしくお願いいたします。</p>
鈴木会長代理	それでは、議事録署名人には、今泉委員、渡邊登委員を指名いたします。両委員には、よろしくお願いいたします。
両委員	（「はい」）
5 議題	
事務局（佐藤次長）	<p>これより、議事に入ります。</p> <p>議長につきましては、福島海区漁業調整委員会運営規程第3条</p>

	第1項の規定に基づき、会長が務めることとなっておりますが、本日は鈴木会長代理、よろしくお願いいたします。
--	--

(1) 議案

議案第1号 福島県資源管理方針の変更について	
議長	<p>議案第1号、「福島県資源管理方針の変更について」を議題いたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。水産課長。</p> <p>水産課の山廻邊でございます。議案第1号、「福島県資源管理方針の変更について」を御説明いたします。</p> <p>資料の4ページを御覧ください。</p> <p>令和6年11月15日付け6生流第3265号で知事から貴委員会へ諮問しております。内容の詳細につきましては、担当から説明させていただきますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
渡辺主任	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の渡辺です。今回の変更案につきまして、御説明いたします。資料5ページを御覧ください。</p> <p>1の変更の概要ですが、今般、国から県へ「かたくちいわし太平洋系群」の漁獲可能量の配分が示される見込みとなったことから、資源管理方針に新たに管理する魚種として「かたくちいわし太平洋系群」を追加するものです。</p> <p>4の主な変更の内容ですが、資源管理方針では管理する魚種ごとに具体的な資源管理方針を別紙に定めています。資料21ページを御覧下さい。今般、「かたくちいわし太平洋系群」を管理対象とすることに伴い、別紙1-8として新たに追加するものです。</p> <p>ここで、前回の海区委員会においても説明している内容となりますが、水産庁の進める漁獲可能量、TAC報告について改めて補足いたします。</p> <p>資料22ページを御覧下さい。水産庁が公表している「TAC管理のステップアップの考え方」になります。新たに管理を開始する魚種は、管理の段階を3段階に分ける「ステップアップ管理」の方針が示されています。表の下、ステップ1から上に上がっていくように示されていて、ステップ1ではTAC報告が義務化され、ステップ3から採捕停止命令等の実効的な管理が開始されることとなります。</p> <p>資料6ページにお戻りください。福島県資源管理方針の新旧対照表でございます。第8になりますが、別紙1-8としてかたくちいわし太平洋系群を今回追加します。</p>

資料7ページを御覧ください。「第1特定水産資源」ですが、かたくちいわし太平洋系群に続いてカッコ書きで（体色が銀色のものをいう。）と定義しています。これは、当該資源を管理する各道県共通の記載であり、これにより、体色が銀色のいわゆる「かえり」は数量管理・数量報告の対象としますが、体色が銀色になる前の「しらす」については、数量管理・数量報告の対象とはしないと整理されているためです。

「第2知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等」ですが、(1)②対象とする漁業は、「福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がかたくちいわし太平洋系群を採捕する全ての漁業」とし、③の漁獲可能期間は「周年」としています。(2)漁獲量の管理の手法等については、「管理の手法は漁獲量の総量の管理」、「漁獲量等の報告に係る期限は、陸揚げした日からその属する月の翌月の10日まで」としています。

「第3漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準」は、「全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分する。」としています。

資料8ページの「第4漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項」ですが、国からしらすに係る漁獲努力量について記載するよう指導がありました。

これは、国が「かたくちいわしの稚魚であるしらすにかかる漁獲努力量は一定」と仮定した上で、かたくちいわし太平洋系群の資源評価、それに基づく管理を行うこととしており、この前提が崩れるような、しらすの漁獲努力量の急激な増加がないよう、しらすに係る漁獲努力量の制限を県の資源管理方針に定める必要があるためです。

表の漁獲努力量については、しらすを漁獲する機船船びき網漁業を対象とし、福島県においては漁業が復興の途上にあることから、震災前の許可隻数を基準に、1隻あたりの年間最大操業日数を掛けて算出した値としています。これは、漁獲努力量を定める他の特定水産資源と同様の考え方です。

次に、「第5その他資源管理に関する重要事項」についてですが、「ステップアップ管理を行う」としています。

資料9ページから21ページまでは、資源管理方針全体の溶け込み版でございます。

なお、施行日までの間、国の指示等による軽微な字句修正があった場合は、県に一任していただきたいと思っております。

今後の予定としましては、本日の諮問の後に、農林水産大臣へ資源管理方針の変更及び知事管理分の漁獲可能量を定める旨の承認申請を行い、農林水産大臣から承認の通知を受けたあと、管理期間開始前の12月末に公表を予定しております。

	説明は以上でございます。御審議の程よろしくお願いいたします。
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	お伺いしてもよろしいでしょうか。
議 長	はい、川邊委員。
川邊委員	ありがとうございます。8ページで漁獲努力量の130,500隻日となっていて、これは震災前の許可隻数でおおまかに計算されていたということでしたが、現在はどのくらいなのでしょう。
渡辺主任	はい、水産課の渡辺です。 震災前の許可隻数が435隻になります。これに1隻当たりの想定される年間最大操業日数として300日をかけて、130,500隻日としています。 現在の機船船びき網の許可数は、令和5年の隻数になるのですが230隻になります。震災前と比べてずいぶん少なくなっております。
川邊委員	そうすると漁獲努力量はかなり大きくて、それを超過することはないような数値だと思いました。ありがとうございました。
議 長	そのほか御質疑等ありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議 長	それでは、採決いたします。 議案第1号、福島県資源管理方針の変更について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。
各委員	(挙手総員)
議 長	会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。
議案第2号 特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ・まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)	
議 長	議案第2号、「特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ・まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)」を議題といたします。 知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。
山廻邊課長	はい、議長。水産課長。 水産課の山廻邊でございます。議案第2号、「特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)」を御説明いたします。 資料24ページをお開きください。

	<p>令和6年11月12日付け6生流第3327号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細については、担当から説明させますので、御審議をよろしくお願いいたします。</p>
<p>新関主査</p>	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の新関です。議案第2号の内容について説明いたします。</p> <p>資料25ページを御覧ください。</p> <p>1の「概要」ですが、特定水産資源のうちまあじ、まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群について、福島県資源管理方針に即して、令和7管理年度の知事管理区分の漁獲可能量を設定するものです。</p> <p>3の「策定必要性」ですが、令和7管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分量が農林水産大臣から知事に通知されました。</p> <p>これを受け、知事は、知事管理分の漁獲可能量を定めることとなるため、貴委員会の意見を求めるものです。</p> <p>資料27ページをお開きください。</p> <p>令和7管理年度の都道府県別漁獲可能量の当初配分について、令和6年11月7日付け6水管第2325号で農林水産大臣から知事に発出された通知の写しです。</p> <p>資料中ほどの「記」以下の表に、農林水産大臣が定めた、本県の令和7管理年度の都道府県別漁獲可能量が示されています。</p> <p>まあじ及びまいわし太平洋系群については、表の左から2列目に記載のとおり、「現行水準」と定められました。</p> <p>表の左から4列目の目安数量は、まあじにつきましては「50トン未満」、まいわし太平洋系群につきましては「100トン未満」と示されています。</p> <p>この目安数量については、当初、水産庁の事前の意見照会において、直近3か年の漁獲実績に基づいた目安数量が示されていましたが、それに対し本県より、震災前3か年の漁獲実績に基づいた算出をするよう要望し、本県の意見が反映されたものです。</p> <p>なお、昨年も同数の目安数量が示されています。</p> <p>次に、かたくちいわし太平洋系群について説明します。</p> <p>資料28ページを御覧ください。</p> <p>かたくちいわし太平洋系群の都道府県別漁獲可能量の当初配分は「92,000トンの内数」と定められました。</p> <p>この「92,000トン」という数量は、国としての「かたくちいわし太平洋系群」の漁獲可能量です。</p> <p>この数量を、農林水産大臣が、大臣管理区分と、知事管理区分の対象となる17道県に、数量の区別なく配分していることから、「92,000トンの内数」との表現になっています。</p> <p>資料23ページにお戻りください。</p> <p>これは、水産庁が公表しているTAC管理のステップアップの</p>

	<p>考え方を示す表です。</p> <p>先ほどの議案第1号でも説明したとおり、令和7管理年度のかたくちいわし太平洋系群については、国によるステップアップ管理のうち、「ステップ1」にあたります。</p> <p>「ステップ1」の考え方のうち、表の上から4段目、「TACの配分」の行に記載のとおり、令和7管理年度においては、実質的に国一括の管理であり、具体的な配分数量は設定されません。ただし、都道府県に対し、今後具体的な管理を行うために参考となる数量が提示されます。</p> <p>また、「漁獲が積み上がった場合の対応」として、漁業法第33条に基づく「採捕停止命令」は行わないこととしています。</p> <p>資料25ページにお戻りください。</p> <p>4の「策定の内容」を御覧ください。</p> <p>農林水産大臣から配分された数量について、福島県資源管理方針の知事管理区分への配分の基準に即して、知事管理漁獲可能量を表のとおり定めることといたします。</p> <p>まあじにつきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県まあじ漁業に配分いたします。</p> <p>まいわし太平洋系群につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「現行水準」の全量を福島県まいわし太平洋系群漁業に配分いたします。</p> <p>かたくちいわし太平洋系群につきましては、本県に配分された都道府県別漁獲可能量「92,000トンの内数」の全量を福島県かたくちいわし太平洋系群漁業に配分いたします。</p> <p>なお、福島県まあじ漁業、福島県まいわし太平洋系群漁業及び福島県かたくちいわし太平洋系群漁業とは、特定の漁法を指すものではなく、知事がそれぞれの特定水産資源について漁獲量の管理を行う区分の名称となっております。</p> <p>以上を踏まえ、県報において告示する案を資料26ページにお示ししております。御確認いただければと思います。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしく申し上げます。</p>
議長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
川邊委員	よろしいでしょうか。
議長	はい、川邊委員。
川邊委員	御説明ありがとうございました。23ページでステップアップ管理の具体的な内容があり、今回はステップ1なのでTAC配分は実質的に国一括の管理として具体的な配分数量は設定しないということですが、ステップ2へ移行するまでのスケジュールが分かれば教えていただきたいです。
新関主査	はい、議長。

	<p>水産課の新関です。</p> <p>資料22ページの上の黒丸の3つ目に書いてありますが、今後利害関係者等が集まるステークホルダー会議等を開催して議論を行って、ステップ2までにおける取組状況等について意見交換を実施します。</p> <p>ステップ1、2で最長3年間を想定しております。説明は以上になります。</p>
川邊委員	ありがとうございました。
議長	そのほか御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議長	質疑がないようですので、採決に移りたいと思いますがよろしいですか。
各委員	(「はい」との声あり)
議長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第2号、特定水産資源の漁獲可能量について(まあじ・まいわし太平洋系群及びかたくちいわし太平洋系群)、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議長	<p>会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>
議案第3号 「福島県漁業調整規則の一部改正について」	
議長	<p>議案第3号、「福島県漁業調整規則の一部改正について」を議題といたします。</p> <p>知事から諮問されておりますので、詳細については知事部局から説明をお願いします。</p>
山廻邊課長	<p>はい、議長。水産課長。</p> <p>水産課の山廻邊でございます。議案第3号、「福島県漁業調整規則の一部改正について」を御説明いたします。</p> <p>資料29ページを御覧下さい。</p> <p>令和6年11月13日付け6生流第3301号で、知事から貴委員会へ諮問しております。</p> <p>内容の詳細につきましては、担当から説明させますので、御審議をよろしく願いいたします。</p>
新関主査	<p>はい、議長。</p> <p>水産課の新関です。</p> <p>議案第3号の内容について御説明いたします。</p> <p>資料30ページを御覧ください。</p> <p>まず、福島県漁業調整規則の一部改正理由及び改正内容について御説明いたします。</p>

なお、本件に係る説明において、「漁業法及び特定水産動植物等の国内流通の適正化等に関する法律」を「漁業法等」と省略して、「福島県漁業調整規則」を「調整規則」と省略して御説明いたします。

1の改正理由を御覧下さい。

今般の改正は、大きく3つあります。

1つ目は、漁業法等の改正に伴う所要の改正です。

漁業法において、知事は漁業を行う者に対し、衛星船位測定送信機の備え付け及び当該機器の作動を命じることができるとされており、今般の漁業法等の改正によりそれらを命じられた者は、通信妨害等の行為をしてはならないことが新たに規定されました。この規定を、調整規則にも新たに追加するものです。

2つ目は、刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正です。

刑法等の改正により、懲役及び禁錮が廃止され、新たに拘禁刑が創設されました。

調整規則にも罰則が定められているため、該当する条項を懲役から拘禁刑に改めるものです。

3つ目は、文言の適正化であり両罰規定の対象となっている条項の文言を改正するものです。

両罰規定とは、法人に所属する個人が、法人の業務に関連して違反行為をした際に、個人だけでなく法人も罰せられる規定のことです。

ここで「者」という言葉は、法人を指す場合と、個人を意味する自然人を指す場合の2通りの意味合いがあるため、自然人を対象とすることを明確化するための改正です。なお、この改正は、国からの指導によるものです。

以上が調整規則の改正理由です。

次に、資料の2、改正内容を御覧下さい。

1つ目の漁業法等の改正に伴う所要の改正は、調整規則第49条に、第2項として、「前項の規定による命令を受けた者は、通信の妨害その他の当該命令に係る電子機器の機能を損なう行為をしてはならない」との文言を追加します。

2つ目の刑法等の一部を改正する法律の施行に伴う所要の改正は、調整規則第57条第1項中、「懲役」を「拘禁刑」に改めます。

資料3 1ページを御覧下さい。

3つ目の文言の適正化は、調整規則第57条第1項の各号列記以外の部分中、「者は」を「場合には、当該違反行為をした者は」に改正し、同項各号中「者」を「とき。」に改め、第58条中「者」を「ときは、当該違反行為をした者」に改めます。

資料の3、漁業調整上及び水産資源保護培養上の支障については、本改正は形式的な改正であり、調整規則の内容に変更が生じ

	<p>るものではありません。</p> <p>4の施行期日について、今回の改正規則は公布の日から施行します。</p> <p>ただし、第57条第1項の改正規定のうち、懲役を拘禁刑に改める部分については、刑法等の一部を改正する法律の施行に合わせ、令和7年6月1日から施行します。</p> <p>5の経過措置について、懲役を拘禁刑に改める部分に関して、施行前の令和7年6月1日以前にした行為に対する罰則の適用については、従前の規定が適用されることとしております。</p> <p>資料32ページを御覧下さい。</p> <p>今回の改正規則の公布文案をお示ししてあります。</p> <p>資料33ページと34ページは、新旧対照表となっております。</p> <p>御確認いただければと思います。</p> <p>なお、施行までの間、文書法規上の軽微な字句修正があった場合は、県に一任いただきたいと思います。</p> <p>説明は以上でございます。御審議よろしくお願いいたします。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	<p>それでは、採決いたします。</p> <p>議案第3号、福島県漁業調整規則の一部改正について、「異議なし」として答申することに賛成の委員の皆様は挙手をお願いします。</p>
各委員	(挙手総員)
議 長	<p>会場及びWEBで御参加の委員についても確認しました。</p> <p>全員賛成ですので、「異議なし」として答申することに決定いたします。</p>

(2) 報告

報告事項ア「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」

議 長	<p>続きまして、議題(2)報告事項に移ります。</p> <p>報告事項ア、「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」を事務局から報告願います。</p>
事 務 局 (佐藤次長)	<p>はい、議長。</p> <p>事務局の佐藤です。</p> <p>報告事項ア、「全国海区漁業調整委員会連合会東日本ブロック会議の結果について」を御説明いたします。</p> <p>資料35ページをお開きください。</p> <p>本会議は毎年持ち回りで開催され、今年度は愛知県で開催されました。</p> <p>10月31日に名古屋市で開催され、本県からは全漁調連会長</p>

	<p>として今野会長及び事務局3名が出席いたしました。</p> <p>内容は、議事として令和7年度総会に向けた要望事項、次年度開催海区、その他の3議題のほか、水産庁による講演がありました。</p> <p>資料36ページをお開きください。</p> <p>第1号議案では、令和7年度要望事項について、本県から提案した遊漁に関する要望を含め提案されたすべての事項が原案どおり承認されました。</p> <p>ページ中ほどから資料37ページにかけて、今回提案された新規提案事項について記載しました。</p> <p>主なものでは、クロマグロの増枠や資源管理に関すること、ミニボートや遊漁者に対する国による規制の強化や指導の徹底などの要望が出されました。</p> <p>第2号議案では、次年度の東日本ブロック会議開催海区について、三重海区で開催することが決定されました。</p> <p>議事終了後、水産庁資源管理部管理調整課の土方課長補佐より、「海区漁業調整委員会の権限と役割」と題した講演がありました。</p> <p>以上で説明を終わります。</p>
議 長	ただ今の説明に対して、御質疑等はありませんか。
各委員	(質疑なし)
議 長	質疑がないようですので、ただ今の報告につきましては、御承知願います。
6 閉会	
議 長	<p>これで予定された議題について、すべて終了いたしました。</p> <p>これをもちまして、第22期第20回福島海区漁業調整委員会を閉会いたします。皆様、お疲れ様でした。</p>

令和6年12月2日

以上、議事録と相違ないことを証するため署名・押印しました。

会長代理 :

鈴木哲二



議事録署名人 :

今泉浩一



議事録署名人 :

渡邊 登



一册才餘

